

第1章 総則

第1節 目的及び性格

第1項 目的

瑞浪市地域防災計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第42条の規定に基づいて瑞浪市防災会議が策定した、市の防災に関わる総合的な計画です。風水害、地震、大規模事故等の災害を対象とし、災害予防計画から、災害応急対策、災害復旧計画を体系的に取りまとめています。

瑞浪市及び防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮してハード、ソフト両面の対策を実施し、市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、市民一人ひとりの自覚と努力を促すことによって被害を最小限に軽減することを通じて、社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図ることを目的とします。

《資料編》

▶ S1-01-01-01 瑞浪市防災会議条例

第2項 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年総合的に検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正します。

第3項 他計画との関連

計画の策定に当たっては、国の防災基本計画、指定行政機関等が作成する各防災業務計画、岐阜県地域防災計画との整合を図っています。この計画に定めのない事項については、岐阜県地域防災計画を準用するものとします。

第4項 計画の徹底

この計画については、瑞浪市職員や防災関係機関をはじめ、市民並びに市内の民間事業所等に周知徹底するものとします。また、各関係機関においては、平素から研究、訓練その他の方法によって計画の習熟に努めます。

第2節 方針

第1項 対象とする災害の範囲

瑞浪市地域防災計画において対象とする災害の範囲は、以下の通りです。

- 自然災害
 - 異常気象災害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、豪雪等）
 - 土砂災害（地すべり、土石流、がけ崩れ等）
 - 地震災害（直下型地震、海溝型地震等）
- 事故災害
 - 事故災害（航空機事故、鉄道事故、大規模な道路交通事故等）
 - 原子力事業所における原子力災害、核燃料物質等の運搬中の事故
 - 危険物・毒劇物等の飛散、漏洩、流出等
 - 大規模な火災・爆発（大規模工場等の火災・爆発、林野火災等）

第2項 基本方針

瑞浪市地域防災計画の策定に当たっては、以下の内容を基本方針とします。

- 災害予防計画、災害応急対策、災害復旧計画に分け、事前、災害発生直前・直後、災害後中長期のそれぞれの時期ごとに、市や関係機関がとるべき対策を整理して記載します。
- 「自らの生命は自ら守る」「みんなの地域はみんなを守る」という自助・共助の考え方のもと、市民一人一人の自覚と努力を促すため、市民や民間事業者が担うべき役割や責務、協力・連携のあり方について基本指針を示します。
- 災害の規模が大きくなればなるほど防災対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、減災対策（ハード・ソフト両面の対策）を組み合わせることで実施し、災害時の被害の最小化を目指します。
- 複数の災害が同時又は連続して発生し、影響が複合化する複合災害の発生の可能性を認識し、そうした災害にも十分に対応できる余裕のある計画とします。また、計画を上回る災害が発生した場合でも、その効果が粘り強く発揮できるような計画とします。
- 多数の都道府県、市町村が災害の影響を受ける「超」広域災害の発生も考慮に入れ、そうした事態にも対処できる計画とします。
- 要配慮者（一人暮らしや寝たきりの高齢者、障がい者、特別な医療を必要とする在宅療養者、外国人、乳幼児等）に配慮した優先的な対策等、特別な配慮が必要な対策についても、その内容を明らかにします。
- 男女共同参画の考え方にに基づき、また、地域における生活者の多様な視点を防災対策に反映して地域防災力の向上を図るため、防災に関する意思決定の現場への女性の参画の拡大を推進します。

第3項 構成

瑞浪市地域防災計画は、防災計画本編と資料集で構成されています。

防災計画本編

防災計画本編は、「総則」「災害予防計画」「災害応急対策」「災害復旧計画」の4章で構成され、計画の概要、防災における市や関係機関、市民の役割や責務、防災・現在に関わる各種対策の要約等が記されています。

資料集

資料集は、「災害対応の組織・事務分掌」「災害対応マニュアル編」「資料編」「様式編」からなり、災害発生時の対応の具体的手順、計画の前提条件に関する資料、各種事務手続に用いる書類の様式等が取りまとめられています。

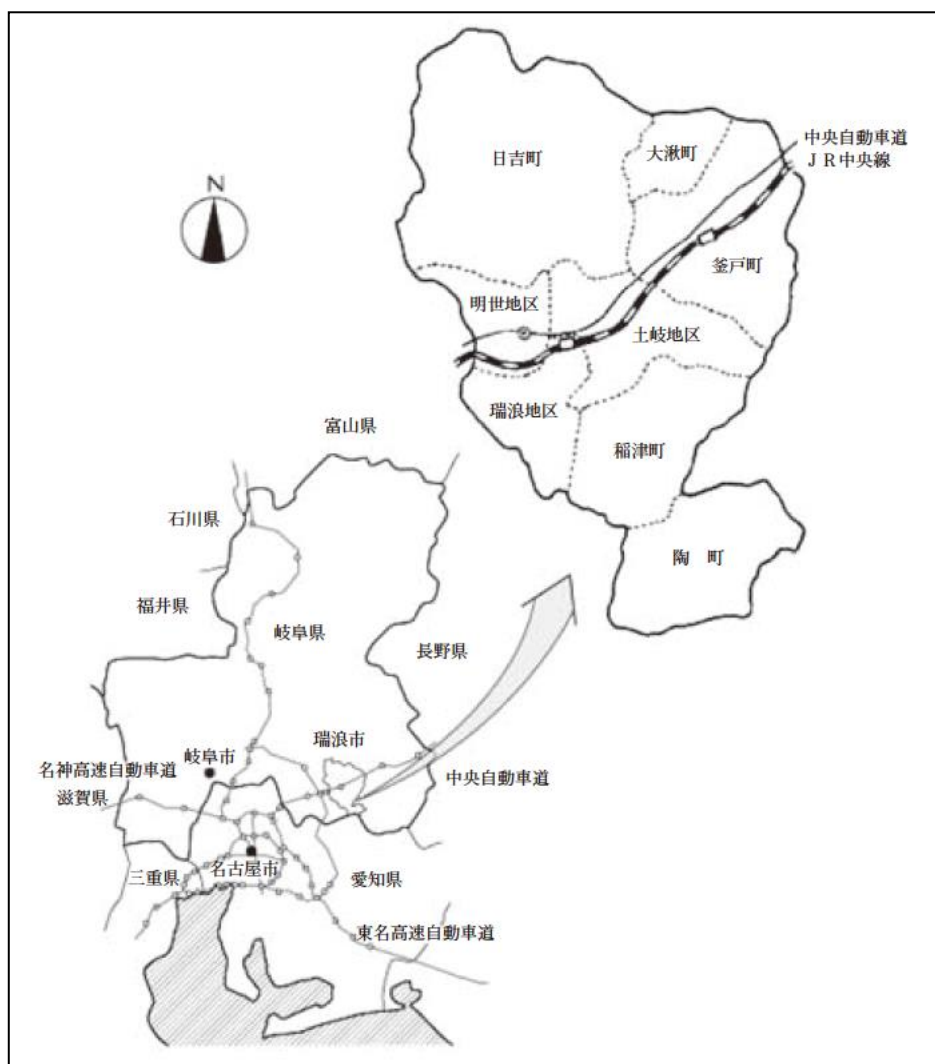
第3節 前提条件

第1項 自然条件

1 位置・面積

瑞浪市は、岐阜県南東部、濃尾平野の北東端に位置し、東は恵那市、西は御嵩町、土岐市、南は愛知県（豊田市）、北は八百津町に隣接しています。また、県庁所在地の岐阜市、中部経済圏の中心である名古屋市へは、いずれも直線で約40kmの距離に位置しています。市域は、東西14.3km、南北20.7kmに広がり、総面積は174.86km²となっています。

瑞浪市の位置



出典：『瑞浪市統計書 平成24年版-概要版-』（瑞浪市総務部、平成24年12月）

2 地形・地勢

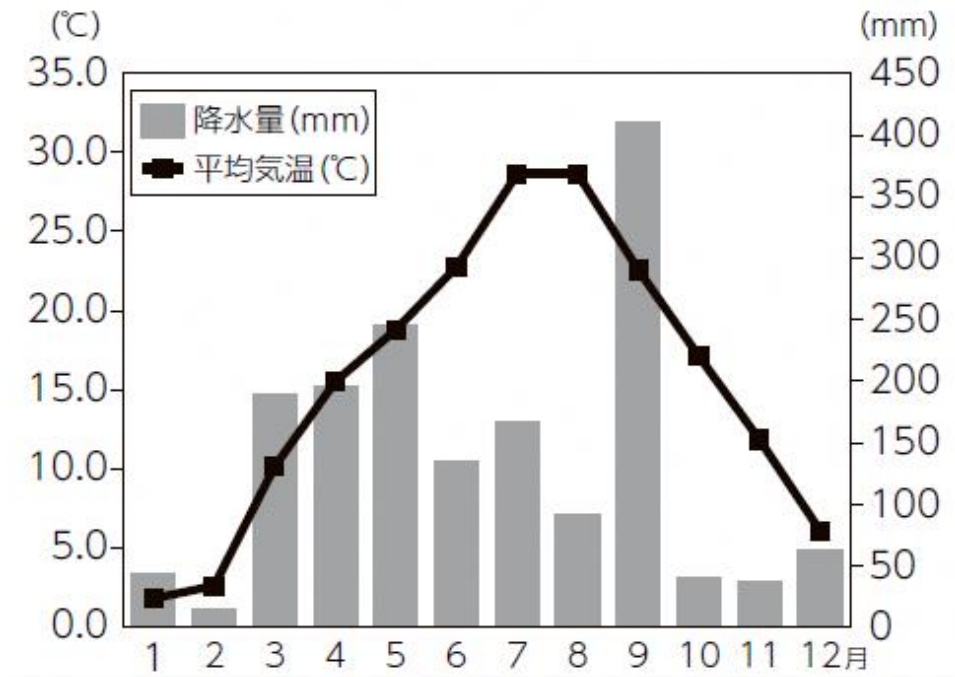
瑞浪市は、市の北部には木曾川が、中心部には土岐川が流れ、市域の70%を山林が占める等、緑豊かな自然環境を有しています。中央部の平坦な地に市街地が形成されている一方、市の北部と南部に山地があります。また、南部では、北東から南東方向に走る屏風山断層によって急な崖が見られます。陶地区は、山地内の小盆地で、南側に恵那山断層が走っています。最高地は土岐町大草の屏風山(794m)、最低地は和合町の土岐川(140m)となっています。さらに、瑞浪地域全体の地質を見ると、固い基盤岩の上によく固結した瑞浪層群の堆積岩が広く分布した地層であり、比較的安定した地盤の上にある地域といえます。

3 気象

瑞浪市は、1年を通して、四季に恵まれた地域です。平成30年の平均気温は15.6℃で、6月から9月は平均気温が20℃を超える一方、1月から2月は5℃を下回っています。

平成30年の年間降水量は約1,600mmで、例年に比し、3月から5月にかけて降水量が多くなり、9月には400mmを超える降水量がありました。

平成30年の瑞浪市の気象



観測地点 降水量：瑞浪市役所、平均気温：瑞浪市消防本部

第2項 社会条件

1 人口・世帯

瑞浪市の令和2年6月1日現在の人口は37,048人（男18,073人、女18,975人）、世帯数は15,378世帯となっています。人口の推移を見ると、平成15年以降、総人口は微減傾向にあると同時に、65才以上の老年人口の割合が増加しており、社会の高齢化を見据えた防災計画の立案が求められています。

瑞浪市の人口の推移（各年10月1日現在）

区分	平成 22年	平成 23年	平成 24年	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
年少 人口	5,382人 (13.1%)	5,212人 (12.9%)	5,125人 (12.8%)	4,984人 (12.5%)	4,885人 (12.4%)	4,767人 (12.2%)	4,703人 (12.1%)	4,493人 (11.8%)	4,370人 (11.6%)
生産年 齢人口	25,272 (61.7%)	25,104 (61.9%)	24,559 (61.3%)	24,091 (60.5%)	23,514 (59.7%)	23,009 (59.0%)	22,767 (58.7%)	22,128 (58.1%)	21,800 (57.8%)
老年 人口	10,276 (25.1%)	10,215 (25.2%)	10,406 (26.0%)	10,727 (27.0%)	11,009 (27.9%)	11,242 (28.8%)	11,342 (29.2%)	11,473 (30.1%)	11,541 (30.6%)
総人口	40,930 (100.0%)	40,531 (100.0%)	40,090 (100.0%)	39,802 (100.0%)	39,408 (100.0%)	39,018 (100.0%)	38,812 (100.0%)	38,094 (100.0%)	37,711 (100.0%)

※年少人口（0～14歳） 生産年齢人口（15～64歳） 老年人口（65歳以上）

資料：企画政策課

出典：『瑞浪市統計書 令和元年版-概要版-』（瑞浪市）

2 交通

(1) 道路

広域的な道路網としては、中心部に中央自動車道が東西に走り、そのインターチェンジとして、市内に瑞浪インターチェンジが設置されています。

その他の主要幹線道路としては、中央部に国道19号、北部に（主）恵那御嵩線、南部に国道363号、（主）多治見恵那線が東西に通っています。これらの道路に加えて、北部の東西方向には国道418号（一部通行止め区間あり）、南部の南北方向には国道419号、中央部から南部の南北方向には（主）瑞浪大野瀬線が通っています。

上記の幹線道路は、生活道路である市道によって補完されています。

(2) 鉄道

東西にJR中央本線が通っており、市域内には瑞浪駅と釜戸駅があります。瑞浪駅と名古屋駅との間は約1時間で結ばれています。

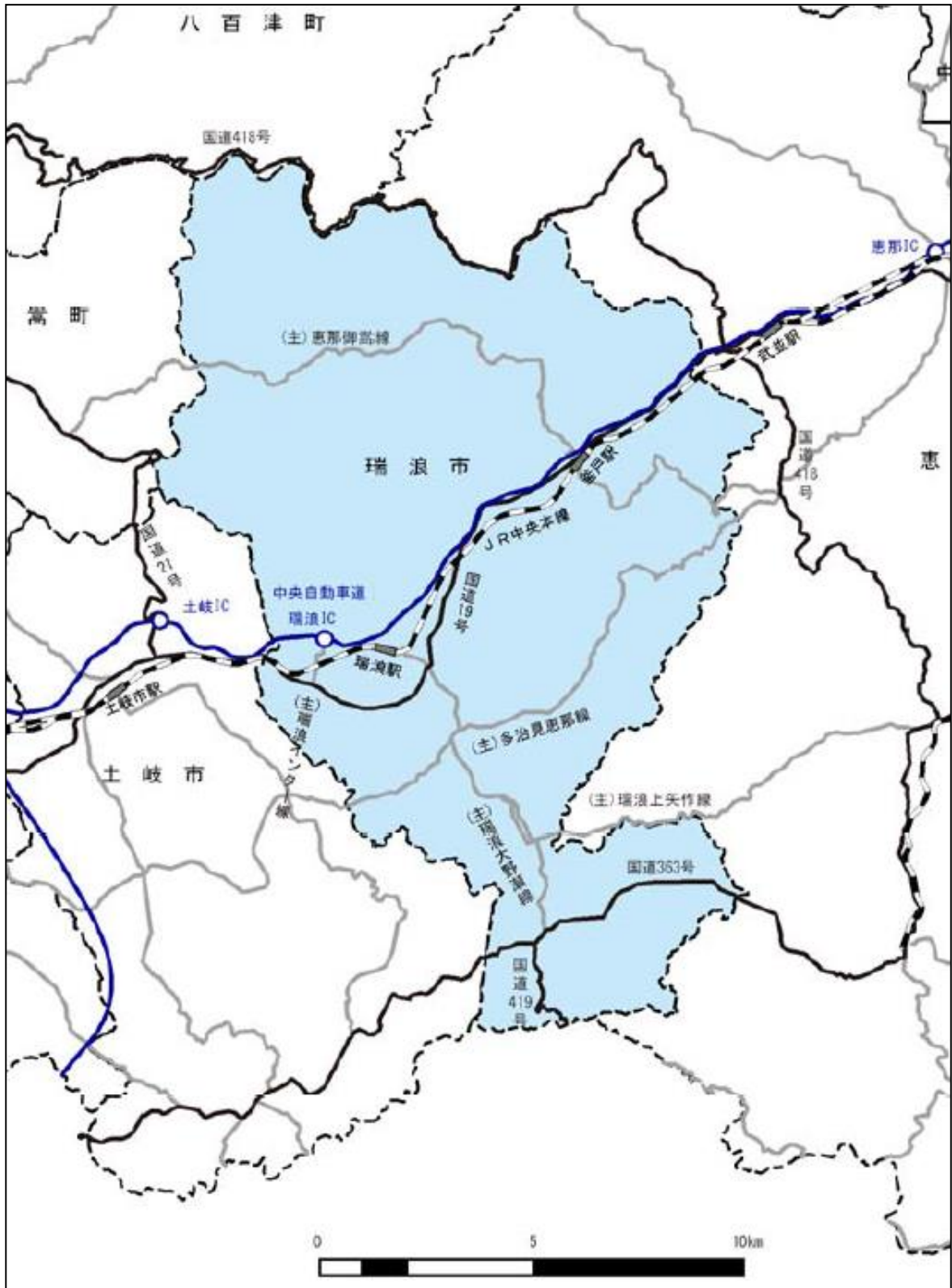
(3) バス

東濃鉄道株式会社によって路線バスが運行されています。瑞浪駅を発着する路線には、瑞浪＝駄知＝多治見線、明智線の2路線があり、多治見市、土岐市、恵那市（明智駅）方面と連絡しています。

また、瑞浪市からの委託により、コミュニティバスとデマンド交通が運行され、市

民の身近な交通手段となっています。

瑞浪市の交通網



出典：『瑞浪市都市計画マスタープラン』（瑞浪市、平成23年3月）

第3項 市域の災害特性

1 風水害

瑞浪市においては、これまでも台風・豪雨にともなって、市内を流れる土岐川、日吉川等で水害が発生してきました。近年の主要な洪水被害としては、以下のようなものがあげられます。

年月日	種別	被害概要
昭和34年 9月26日	伊勢湾台風(台風15号)	死者2名、重傷者31名、家屋倒壊85棟、半壊218棟、床上浸水2棟、床下浸水101棟
昭和47年 7月9～13日	47.7豪雨	市内全域(主に陶町、稲津町):死者6人、重傷者3人、家屋全壊13棟、流失6棟、一部破損344棟、床上浸水142棟、床下浸水155棟
昭和58年 9月28日	台風10号	市内全域:家屋一部破損1棟、床上浸水10棟、床下浸水81棟
平成元年 9月18～20日	台風22号	市内全域:家屋全壊1棟、半壊1棟、床上浸水21棟、床下浸水33棟
平成11年 6月30日	集中豪雨	市内全域:家屋半壊1棟、床上浸水2棟、床下浸水12棟
平成22年 7月15日	豪雨	日吉地区:家屋一部損壊2棟、床上浸水2棟、床下浸水3棟
平成23年 9月20～21日	台風15号	市内全域(主に日吉町):家屋床上浸水1棟、床下浸水7棟、河川災害49箇所、農地被害27箇所
平成28年 9月20日	台風16号	市内全域:家屋床上浸水1棟、床下浸水8棟、土砂流入1棟、道路被害34箇所、河川被害17箇所、橋梁被害1箇所、農地等被害20箇所
平成29年 7月4日	台風3号	市内全域(主に陶町):住家床上浸水4棟、住家床下浸水25棟、非住家被害3棟、敷地内土砂流入2箇所、道路被害17箇所、河川被害5箇所、農地等被害11箇所、山林被害2箇所
平成29年 8月18～19日	豪雨	市内全域:住家床下浸水4棟、道路被害2箇所、河川被害2箇所、農地等被害7箇所、山地(ため池)被害1箇所、学校施設等被害1箇所 釜戸町土砂災害:住家床上浸水1棟、住家床下浸水2棟、道路被害4箇所、河川被害1箇所、農地等被害1箇所

特に市の中心部を流れる土岐川は、岐阜県知事より「水位周知河川」*1の指定を受けており、破堤・越水はん濫の危険性があり、警戒が必要となっています(浸水想定区域図*2参照)。中でも、佐々良木川合流点から小里川合流点までの区間(6.7km)は、小里川合流点下流に比べて整備が進んでおらず、概ね10年に1度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない箇所があります。また、小里川合流点から土岐

市肥田町三共橋まで(6.45km)の区間は、小里川ダムの完成等によって治水安全度は向上していますが、概ね30年に1度程度発生する規模の洪水を安全に流下させることができない箇所があります。

- *1 水位周知河川：流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害を生じる恐れがある河川（洪水予報河川）のうち、避難判断水位（特別警戒水位）を定めて、この水位に到達した旨の情報を出す河川。
- *2 浸水想定区域図は、ぎふ山と川の危険箇所マップ[°](<http://kikenmap.gifugis.jp/>)を参照。

2 土砂災害

瑞浪市では、台風や集中豪雨、地震等を原因とする土砂災害に警戒する必要があります。警戒すべき土砂災害としては、主に土石流^{*1}、急傾斜地の崩壊^{*2}、地すべり^{*3}があげられます。警戒すべき区間・箇所については、下記のとおり、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」）に基づく土砂災害警戒区域等や、「地すべり等防止法」に基づく地すべり防止区域が指定されています(瑞浪市土砂災害ハザードマップ^{*4}参照)。

- 土石流に起因する土砂災害警戒区域^{*5}等 455箇所（うち土砂災害特別警戒区域^{*6} 363箇所）
- 急傾斜地の崩壊に起因する土砂災害警戒区域等 260箇所（うち土砂災害特別警戒区域 258箇所）
- 地すべりに起因する地すべり危険箇所 19箇所、地すべり防止区域 1箇所

*1 土石流：山腹が崩壊して生じた土石や溪流の土石等が水と一体となって流下する自然現象

*2 急傾斜地の崩壊：傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象

*3 地すべり：土地の一部が地下水等に起因してすべる現象又はこれに伴って移動する現象

*4 土砂災害警戒区域等については、瑞浪市土砂災害ハザードマップ(<http://www.city.mizunami.lg.jp/docs/2014092908029/>)を参照。

*5 土砂災害警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、市民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域

*6 土砂災害特別警戒区域：急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ市民の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがある区域

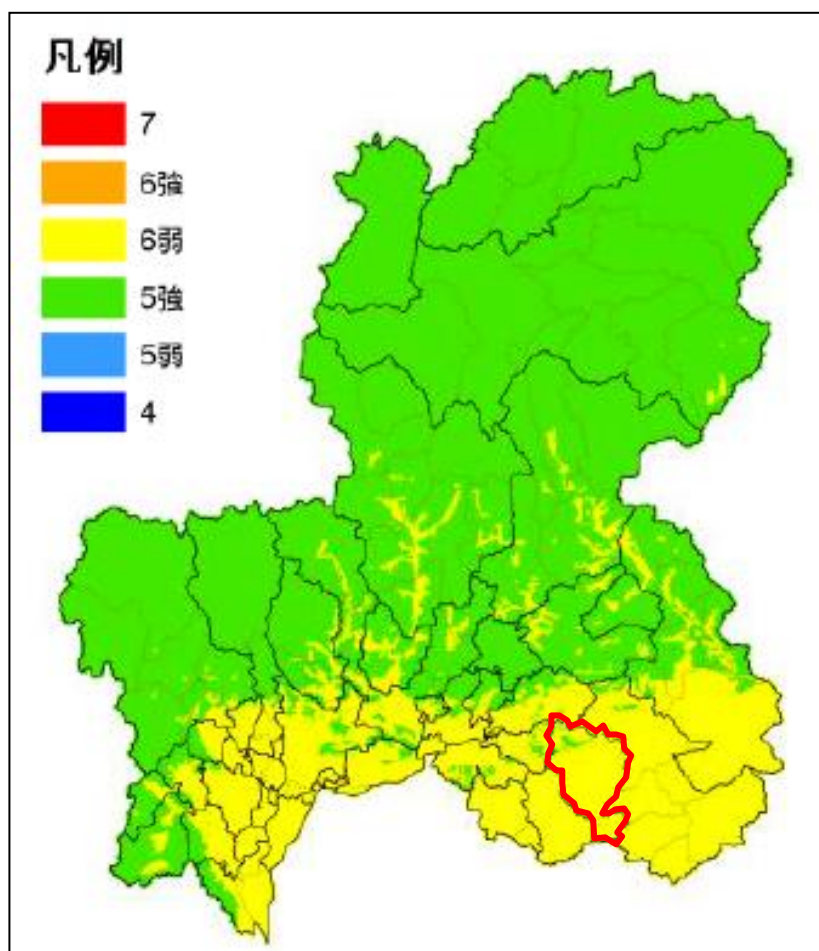
3 地震災害

(1) 海溝型地震

海域（海溝等）を震源域とする地震は、海溝型地震と呼ばれ、岐阜県近くでは、四国から東海にかけての海域で、ほぼ 100 年から 150 年に一度、繰り返し大規模な地震が発生してきました（東海地震、東南海地震、南海地震）。しかし、東南海地震・南海地震の震源域で地震が発生してから約 70 年が経過する一方、東海地震の震源域については、前回発生（1854 年安政東海地震）以来、既に約 160 年が経過しているため、その海域を震源とする地震が近いうちに発生する可能性が高いといわれています。

また、上記震源域を含む、駿河湾から九州東方沖に至る「南海トラフ」沿いの広い震源域が連動して発生する「南海トラフ巨大地震」も懸念されています。平成 25 年 2 月に岐阜県防災課より発表された『東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について』によると、マグニチュード 9.0 クラスの「南海トラフ巨大地震」が発生した場合、瑞浪市では震度が 5 強～6 弱（震度 6 弱の地域に人口の 99%が居住）になると予測されています。

南海トラフ巨大地震 震度分布図



出典：『東海・東南海・南海地震等被害想定調査結果について』

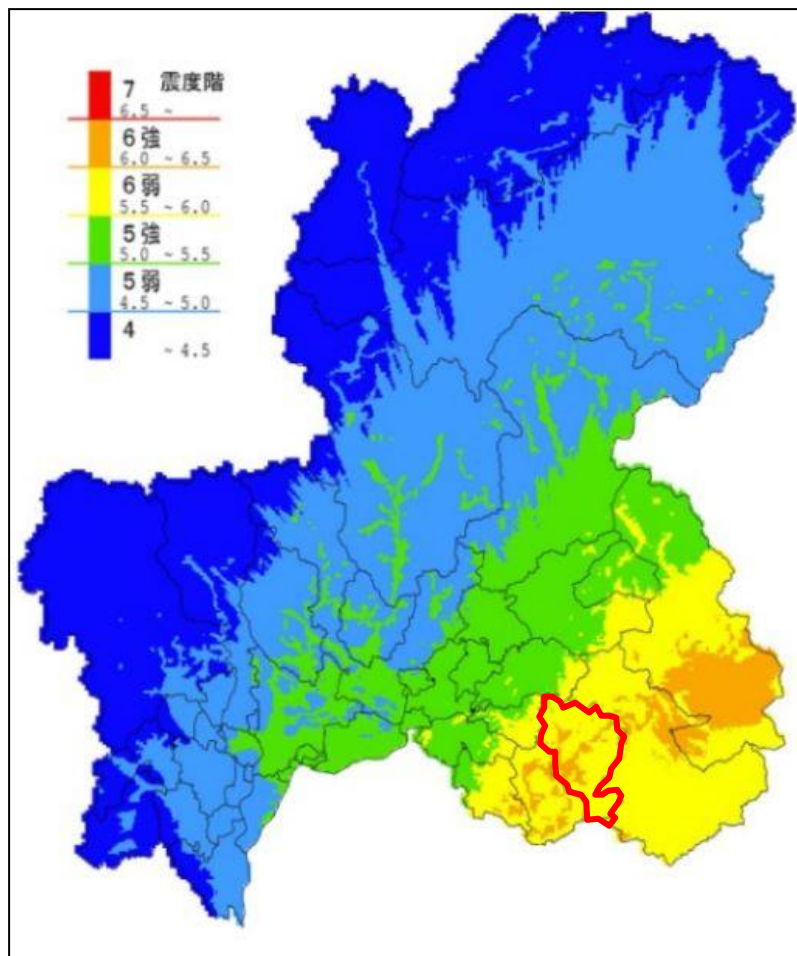
（岐阜県防災課：平成 25 年 2 月）

(2) 内陸直下型地震

内陸直下型地震は、内陸部にある活断層のずれによって発生する地震を指します。内陸部の活断層による地震は、地震自体の規模が小さくても、震源が浅いため、都市直下で起きると大きな被害をもたらすことがあります。岐阜県は全国的にみて活断層の分布密度がかなり高い地域といわれていますが、瑞浪市にも、地震の原因となり得る屏風山・恵那山断層帯及び猿投山断層帯が通過しています。

岐阜県が平成23年から25年にかけて実施した『東海・東南海・南海地震等被害想定調査』、及び平成29年から31年にかけて実施した『内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査』では、合わせて7つの断層帯を対象として内陸型地震の被害想定を行っています。瑞浪市の場合、この7つの断層帯のうち屏風山・恵那山及び猿投山断層帯(中津川市から愛知県豊田市に及ぶ約56kmの断層)を原因とする地震の影響が最も大きく、マグニチュード7.7クラスの地震が発生した場合に、震度が6弱～6強(震度6強の地域に人口の80%が、震度6弱の地域に人口の20%が居住)になると予測されています。

屏風山・恵那山及び猿投山断層帯地震 震度分布図



出典：『内陸直下地震に係る震度分布解析・被害想定調査結果について』

(岐阜県防災課、平成31年2月)

第4節 防災機関の業務大綱

瑞浪市は、以下の機関と連携・協力し、防災・減災に関わる各種対策を実施します。

県	岐阜県、東濃県事務所、多治見土木事務所、東濃保健所、東濃家畜保健衛生所、東濃農林事務所
指定地方行政機関	岐阜地方気象台、中部地方整備局多治見砂防国道事務所
自衛隊	陸上自衛隊第10師団第35普通科連隊（守山） 航空自衛隊（岐阜基地、小牧基地）
警察	多治見警察署
指定公共機関	西日本電信電話株式会社（岐阜支店災害対策室）、日本赤十字社（岐阜県支部瑞浪市地区）、中部電力パワーグリッド株式会社（多治見営業所）、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、日本郵便株式会社（瑞浪郵便局）
指定地方公共機関	東濃鉄道株式会社、平和コーポレーション株式会社、LPガス等取扱い機関（岐阜県エルピーガス協会土岐支部瑞浪地区会）、瑞浪市社会福祉協議会
医師会等	土岐医師会、東濃厚生病院、瑞浪歯科医師会、瑞浪市薬剤師会、医療施設の管理者
公共的団体	金融機関（瑞浪金融協会）、陶都信用農業協同組合、森林組合、社会福祉施設管理者、瑞浪市民生委員・児童委員協議会、瑞浪市建設業協会、瑞浪市管工事組合、瑞浪商工会議所、学校等経営者（学校法人）、自治会（区長会）、まちづくり推進組織、交通安全団体、瑞浪市観光協会等
防災上重要な施設の管理者	ガソリン等危険物取扱い機関、ゴルフ場経営者、専用水道設置者及び水道事業者、その他防災上重要な施設の管理者
市民による自主防災組織・ボランティア・奉仕団	自主防災組織、瑞浪災害救援ボランティア、みずなみ防災会、瑞浪赤十字奉仕団

《資料編》

➤ S1-04-01-01 岐阜県災害対策本部（県本部）・県支部組織表

第5節 市民・自主防災組織・事業者の役割

第1項 市民

大規模災害が発生した場合、また、その災害規模が大きければ大きいほど、市役所や消防、警察等の行政機関（公助）だけでは、応急対応や救助活動が十分に行き届かなくなる場合が考えられます。災害対策の中心となる市役所等の行政機関・施設が被災する可能性もあり、道路交通の寸断や通信手段の支障等により、外部からの救助・支援がスムーズに届かないことも考えられます。

そのため、市民は「自らの生命は自ら守る」（自助）という防災の基本的な考え方を踏まえ、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には、まずは自らの身の安全を守るよう行動する必要があります。防災・減災に向けた市民の役割として、次表のような項目が考えられます。

	災害時	平常時
市民	<ul style="list-style-type: none"> ○災害発生時には、まずは落ち着いて自分の身を守るとともに、家族に注意喚起する。 ○気象情報や土砂災害警戒情報等に注意し、早めの自主的避難を心がける。 	<ul style="list-style-type: none"> ○非常食・飲料水等の備蓄や災害時に持ち出す必需品、貴重品等を用意する（場所を決め、家族で確認）。 ○避難場所や経路を事前に点検するとともに、家族等と連絡を取り合う方法をあらかじめ確認する。 ○建物の耐震診断・補強を行う（特に昭和56年5月以前の木造住宅）。 ○家の周囲の倒壊のおそれのあるものを把握し、撤去・修理する（塀・石垣・小屋等）。 ○家具の転倒防止措置を行う（特に居間・食堂・寝室等普段いる場所）。また、寝室には家具を置かない。 ○防災訓練や講習会等に参加し、防災に関する知識を蓄える。 ○自主防災組織に参加したり、日頃から隣近所の人とコミュニケーションを図ったりして、助け合いの精神を養う。 ○保険・共済等の生活再建に向けて事前に備える。

第2項 自主防災組織

市民は、「自らの生命は自ら守る」という自覚とともに、岐阜県の行動計画理念でもある「みんなの地域はみんなで守る」(共助)の考え方に基づいて、平素より地域の人々とのコミュニケーションを強化したり、連携意識を育んだりして、自主的な防災活動を進め、地域全体の防災力を高めて行く必要があります。そうした共助の核となるのが自主防災組織です。自主防災組織の役割としては、次表のようなものが考えられます。

	災害時	平常時
自主 防 災 組 織	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の被害状況や火災の発生状況を正確に公的防災機関(市・消防署等)に伝達するとともに、公的防災機関からの正しい情報を市民に伝達する。 ○二次災害に注意しつつ、救出・救助活動を実施する。救出が困難な場合は、公的防災機関に救助要請する。 ○出火防止のための活動や、初期消火活動を行う。 ○水防活動：地区内の小河川や水路を見廻り増水の情報を収集したり、はん濫の危険がある場所を発見した場合には土のう等で補強したりする等の活動を行う。 ○医療救助活動：災害及び避難時に発生した負傷者に応急手当を行い、救護所に運ぶ。 ○市民(避難行動要支援者名簿等を参考に要配慮者や高齢者、妊婦、乳幼児を優先)を避難所(避難地)等安全な場所に誘導する。 ○給食・給水活動：食料や飲料水、毛布等の応急物資を避難者名簿に基づいて配分する。また、必要に応じて炊き出し等を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ○講演会の開催や機関紙の発行等を通じて市民への防災意識の普及活動を行う。 ○防災巡視・防災点検によって地域内の危険箇所や防災上の問題点を把握し、防災カルテや防災地図に取りまとめ、各地域の市民に周知する。 ○生活必需品や防災用資機材を備蓄・整備する。 ○防災訓練を実施し、訓練結果から不備が見つかった場合は、そうした点を改善する。 ○避難行動要支援者名簿等を参考に地域でのコミュニケーションを確保し、高齢者、妊婦、乳幼児等、地域に居住する要配慮者を把握する。 ○地域内の事業所、団体、他の組織等の連携を密にし、総合的な自主防災活動を推進する。

第3項 事業者

事業者は、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める必要があります。また、地域コミュニティを構成する一員として、災害時に企業が果たすべき役割を十分認識し、日頃から防災対策に取り組むことが重要です。加えて、地域貢献や企業の社会的責任という視点からも防災対策は大切であり、災害によって被害を受けた場合でも、重要業務を継続したり、早期に復旧したりできるよう「事業継続計画(BCP)」を策定し、その運用に努める必要があります。防災面での事業者の役割としては、次表のようなものが考えられます。

	災害時	平常時
事業者	<ul style="list-style-type: none"> ○従業員や利用者の生命の安全を確保する。 ○初期消火に努める等、所有施設の安全を確保するとともに、二次被害を防止する。 ○従業員等の帰宅困難者に対して、一時的な滞在場所を提供する。 ○市民の救出や避難活動の支援、避難場所の提供、給配食の提供、物資の運送、り災者の移送等、災害応急対策に協力する。 ○事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）に基づいて、事業を継続したり、速やかに復旧したりする。 	<ul style="list-style-type: none"> ○BCPを策定するとともに、災害後の事業継続に不可欠な燃料・電力等のライフラインやサプライチェーン*の確保に努める。 ○建物の耐震性、耐火性を高めるとともに、設備・事務機器等の転倒防止措置を行う。 ○事業所に防災組織を設置する等、防災体制を整備する。また、従業員に対して、防災訓練や防災教育を実施する。 ○災害に備えて、物資等を備蓄する。 ○地域の防災活動に協力する。地域の自主防災組織との役割分担等をあらかじめ取り決める。 ○従業員の消防団への加入を促進するとともに、従業員の消防団活動が円滑に行えるよう配慮する。 ○要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。 ○損害保険等への加入や融資枠の確保などに努め、資金を確保する。

* サプライチェーン：原材料の調達から、製品の生産、最終消費者に至るまでの一連の流れ

第6節 大規模地震への対応

第1項 東海地震対策

1 東海地震対策の背景・趣旨

昭和53年に制定・施行された『大規模地震対策特別措置法』（昭和53年法律第73号）は、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）の指定、強化地域に係る地震観測態勢の強化、警戒宣言に伴う地震防災応急対策の実施等を主な内容としています。

この法律に基づいて、「東海地震」（震源＝駿河湾沖、マグニチュード8程度）が発生した場合に震度6弱以上と予想される地域として、現在、8都県（東京、神奈川、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重）の157市町村が「強化地域」に指定されており、岐阜県では中津川市が「強化地域」に指定されています（平成24年4月1日現在）。

瑞浪市は、東海地震が発生しても震度が6弱以上とないと予測されていますが、強化地域と同様の事前対策を定め、全県一体となった東海地震の予防対策の推進を図ることが重要となっています。

瑞浪市地域防災計画は、上記の趣旨を踏まえ、東海地震にも対応できる計画とします。

2 対策の基本的な考え方

東海地震対策の基本的な考え方は、以下の通りです。

警戒宣言が発せられた場合、本市の機能を極力平常どおり確保することを基本としながら、社会的混乱の防止措置や、東海地震の被害を最小限に食い止めるための防災措置を講ずることによって、市民の生命、身体及び財産の安全を確保します。

第2項 南海トラフ地震対策

1 南海トラフ地震対策の背景・趣旨

平成14年に制定され、平成25年に一部改正された『南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法』（平成14年法律第92号。以下「南海トラフ法」という。）では、今後発生が予想されている南海トラフ地震について、「南海トラフ地震防災対策推進地域」を指定するとともに、南海トラフ地震に対して必要な事項を定め、その地域における地震防災体制の推進を図ることを目的としています。

瑞浪市は、南海トラフ法に基づいて「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されているとともに、「南海トラフ巨大地震」が発生した場合に震度が5強～6弱になると予測されていることから、それに対応した対策を実施していくことが求められています。

瑞浪市地域防災計画は、上記の背景・趣旨を踏まえ、南海トラフ地震にも対応できる計画とし、以下の事項を定めることにより、その部分を南海トラフ地震防災対策推進計画（以下「推進計画」）と位置づけます。

2 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、南海トラフ地震が発生した場合の被害の軽減を図るため、あらかじめ避難所、救助活動のための拠点施設その他消防用施設をはじめ、緊急輸送路、通信施設等各種防災関係施設について、関連事業と整合を図り、早急にその整備を図ります。

3 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

(1) 防災対応の基本的考え方

市は、南海トラフ地震に多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン（内閣府（防災担当））や岐阜県南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応指針（以下「県対応指針」という。）を参考に防災対応を検討します。

市民や事業者は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合には、「自らの命は自らが守る」という防災対策の基本を踏まえ、防災対応を検討します。

市民は、日頃からの地震への備えの再確認を行った上で、日常生活を行いつつ、個々の状況に応じて地震発生に注意したできるだけ安全な行動を取ることを基本とします。

また、事業者は、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることが基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続するものとします。

市民等	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・避難場所・避難経路の確認 ・家族との安否確認手段の確認 ・家具の固定の確認 ・非常持ち出し品の確認 など
	できるだけ安全な行動の例	<ul style="list-style-type: none"> ・高いところに物を置かない ・屋内のできるだけ安全な場所で生活 ・すぐに避難できる準備 ・危険なところにできるだけ近づかない など
事業者	日頃からの地震への再確認の例	<ul style="list-style-type: none"> ・安否確認手段の確認 ・什器の固定・落下防止対策の確認 ・食料や燃料等の備蓄の確認 ・災害物資の集積場所等の災害拠点の確認 ・発災時の従業員の役割分担の確認 など

(2) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報は、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生可能性が通常と比べ相対的に高まったと評価された場合に、気象庁から発表されます。

○南海トラフ地震臨時情報の種類

南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連しているかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	想定震源内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	想定震源内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満の地震や通常とは異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

(3) 防災対応をとるべき期間

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された時、南海トラフ沿いの想定震源区域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ）に対して警戒する措置をとるものとします。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとります。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や

想定震源域の想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとります。

○防災対応の流れ

	M8.0以上の地震	M7.0以上の地震	ゆっくりすべり
発生直後	○個々の状況に応じて避難等の防災対応を準備・開始		○今後の情報に注意
(最短) 2時間程度	<u>巨大地震警戒</u> ○日頃からの地震への備えを再確認する等 ○個々の状況等に応じて事前の避難など避難対策を実施	<u>巨大地震注意</u> ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	<u>巨大地震注意</u> ○日頃からの地震への備えを再確認する等
1週間	<u>巨大地震注意</u> ○日頃からの地震への備えを再確認する等(必要に応じて避難を自主的に実施)	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	
2週間	○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う		
すべりが収まったと評価されるまで			
大規模地震発生まで		○大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常的生活を行う	

4 南海トラフ地震臨時情報の伝達

(1) 市民等への伝達方法

市は、南海トラフ地震臨時情報について、防災行政無線、防災ラジオ、防災・防犯「絆」メール、市公式LINE、市ホームページでお伝えするほか、緊急速報メール、テレビなど多様な手段により、正確かつ迅速に伝達します。

高齢者や障がい者など要配慮者に対しては、地域の自主防災組織や民生委員、消防団等「共助」の力を得るなど確実に伝達できる手段を確保します。

(2) 市民への伝達内容

市は、市民等へ南海トラフ地震臨時情報を伝達する際は、市民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、具体的にとるべき行動をあわせて示します。また、交通、ライフライン、生活関連情報など市民等に密接に関係のある事項についてもきめ細かく周知します。

○具体的に取るべき行動

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	発表時	・日頃からの地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ ・事前の避難を促す市民等に対し、事前の避難の呼びかけ
	2週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ
南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	発表時	・日頃から地震への備えを再確認、できるだけ安全な行動をとるよう呼びかけ など
	1週間後	・地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ など

(3) 問い合わせ窓口

市は、市民等からの問い合わせに対応できるよう問い合わせ対応窓口を整備します。

5 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時の災害応急対策

(1) 避難対策

① 事前の避難

● 急傾斜地における土砂災害

市は、土砂災害のリスクがある地域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(以下、「土砂災害防止法」という。)に基づき指定された「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」を基本とする。)の市民等に対し、後発地震の発生に備え、個々の状況に応じて身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけます。

その上で、急傾斜地の崩壊等に伴う建築物の損壊により、生命又は身体に著しい危害が生じる地域として指定されている「土砂災害特別警戒区域」の市民等に対しては、事前の避難を促すなど適切な措置を講じます。

市は、土砂災害の不安があっても自ら避難することが困難な入居者がいる土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の施設管理者に、土砂災害防止法に基づき作成される避難確保計画に南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の対応を位置付けるよう働きかけ、施設管理者は適切な処置の実施に努めるものとします。

● 耐震性の不足する住宅の倒壊

市は、耐震性の不足する住宅に居住する市民に対し、できるだけ安全な知人・親類宅や避難所に避難するなど、身の安全を守るための行動をとるよう呼びかけます。

市は、事前の避難を促す市民等に対し、避難所、避難経路、避難方法及び家族との連絡方法等を平時から確認し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知します。

その他の一般市民等に対しては、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認など地震発生に注意した行動をとるとともに「できるだけ安全な行動」をとるよう周知します。

② 避難先の確保、避難所の運営

市民等の避難先については、知人宅や親類宅等へ避難を促すとともに、それが難しい市民等に対しては、避難所を確保します。

市は、避難者の受け入れ人数の把握、避難所の選定、避難所が不足する場合の対応について、検討します。

避難所の運営については、防災士やボランティア等との連携・協力のもと避難者自らが行えるよう、避難所運営マニュアルに関係団体による連携体制や役割分担等を位置づけます。

○ 市民等への周知事項

- ・市民等の避難は、知人・親類宅等への避難が基本
- ・知人・親類宅等への避難が困難な避難者に対しては、避難所を確保する。
- ・避難に必要な食料や生活用品等は、避難者が各自で準備するのが基本
- ・避難所の運営は、避難者自ら行うのが基本

6 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）発表時の災害応急対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合には、市民等に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかけます。

7 防災訓練

市は、推進計画の熟知、関係機関及び市民等の自主防災組織との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震臨時情報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練等、南海トラフ地震を想定した訓練を実施します。

8 地震防災上必要な教育及び広報に関する対策

（1）職員に対する教育

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施します。

- ・南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- ・地震に関する一般的な知識
- ・南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的取るべき行動に関する知識
- ・南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割

(2) 市民等に対する教育

市は、県と協力して、市民等に対する教育を実施します。

- ・南海トラフ地震臨時情報の内容及び臨時情報が発表された場合の具体的に取るべき行動
- ・南海トラフ地震臨時情報等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

第7節 原子力災害対策

1 原子力災害対策の背景・趣旨

(1) 近県の原子力事業所における事故

岐阜県に隣接する県においては、福井県の4市町（敦賀市、美浜町、高浜町、おおい町）及び石川県の1町（志賀町）に7か所（14基）の原子力事業所が存在しています。また、瑞浪市境から最も近い原子力施設は、静岡県の中部電力株式会社浜岡原子力発電所で、最短で約105kmの距離にあります。

そのため、瑞浪市は、国が定める『原子力災害対策指針』（平成24年10月31日策定、平成25年9月5日全部改正、以下「指針」という）の「緊急時防護措置を準備する区域」（原子力施設から概ね30kmの範囲）には該当しません。岐阜県が定めた『岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】』（平成25年3月18日）においても、指針の目安距離を踏まえて設定された原子力災害対策重点地域の区域外となっています。

さらに、「岐阜県地域防災計画【原子力災害対策計画】」では、岐阜県が実施した『放射性物質拡散シミュレーション結果』（平成24年9月公表、同年11月追補版公表）を踏まえて、原子力災害対策強化地域（原子力災害対策重点地域に準じて原子力災害対策を強化する地域）も設定されていますが、瑞浪市は、その区域にも含まれていません。

(2) 核燃料物質等の運搬中の事故

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料『核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について』によると、「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号）の「原子力緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15km程度」とされています。

2 対策の基本的な考え方

上記を踏まえ、瑞浪市においては、原子力災害対策の考え方を以下のように設定し、この瑞浪市地域防災計画において必要な対策を定めます。

近県の原子力事業所で災害が発生した場合の放射性物質の拡散は、原子力災害発生時の気象条件や地形の影響を受けます。そのため、影響が瑞浪市に及ぶ可能性を100%否定することはできません。瑞浪市では、県や関係機関と連携し、必要な対策を実施します。

核燃料物質等の運搬中の事故については、影響の及ぶ範囲として「半径15km程度」を基本としながらも、その範囲を超えて拡散する可能性も想定し、事業者や国、県、関係機関と連携して、必要な対策を実施します。

3 具体的な原子力災害対策

原子力災害については、災害対応の各段階において、必要に応じ、以下のような対応を追加して実施します。

【災害予防計画】

- 原子力災害時を想定した連絡・連携体制の確立（関係機関や原子力事業者との連絡体制の整備、専門職員派遣要請手続きの確立）
- 放射線量等の緊急時モニタリング体制の整備（基礎的データの蓄積）
- 緊急被ばく医療体制の整備（緊急被ばく医療機関との支援協定等）
- 原子力に関する知識の普及啓発と研修
- 原子力災害時のスクリーニング場所の指定
- 原子力災害を想定した訓練の実施

【災害応急対策】

- 原子力災害対応のための体制の確立
- 原子力災害の特殊性を勘案した市民等への的確な情報伝達
- 原子力災害時の緊急時モニタリング情報の収集
- 原子力災害の特殊性を勘案した災害対応活動（担当職員の放射性物質による汚染・被ばくを回避）
- 原子力被災者生活支援チームとの連携
- 放射性物質による汚染の除去
- 飲料水、飲食物の摂取制限
- 原子力災害に対応した市民等の避難誘導
- 被ばく者に対する医療措置

【災害復旧計画】

- 原子力災害に関わる各種制限措置の解除
- 風評被害等の影響の軽減
- 環境放射線モニタリングの実施、除染作業への協力
- 健康相談体制の整備

第8節 他地域で大規模災害が発生した場合の支援

他の自治体において大規模な災害が発生し、甚大な人的・物的被害が生じた場合、市は、当該災害に関わる情報収集に努めるとともに、被災自治体の状況・ニーズを踏まえつつ、救援物資の送付や職員の応援派遣、被災者の受入等、積極的に支援を行います。